

児童手当 制度改正のご案内

令和6年10月分の手当（令和6年12月支給）より制度が一部変更になります。

1. 変更点（令和6年12月支給の手当より）

① 支給対象年齢の拡大

支給対象となる児童の年齢が、高校生年代（18歳年度末）までとなります。

② 所得制限の撤廃

受給者の所得に関係なく、児童手当が支給されます。

※児童を養育する父母のうち所得の高いかたに支給されることに変更はございません。

③ 多子加算（第3子以降）の拡充

支給対象児童の年齢に関係なく、第3子以降の支給金額が3万円に増額されます。

大学生年代（18歳年度末以降22歳年度末まで）のかたを養育している場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」を提出することにより、大学生年代のかたから児童数がカウントされます。

④ 支払月の変更

児童手当の支払月が4月・6月・8月・10月・12月・2月の年6回となります。

2. 今後の支給について

令和6年10月に支給する手当までは、現行の制度内容にて支給いたします。

制度改正後の最初の支給日は、令和6年12月10日（火）です。

《改正後の支給金額》

児童の年齢	支給金額（1人当たりの月額）	
	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～ 高校生年代	10,000円	

《改正後の支払月》

支払月	支払該当月
4月	2月・3月分の手当
6月	4月・5月分の手当
8月	6月・7月分の手当
10月	8月・9月分の手当
12月	10月・11月分の手当
2月	12月・1月分の手当

制度改正にあたり、一部のかたは申請が必要となります。
必ず裏面をご確認ください。

3. 制度改正に伴う各種届出について

次にあてはまるかたは申請が必要です。

○「認定請求書」の提出が必要なかた

(次のいずれかに該当するかた)

- (1) 高校生世代の児童のみ養育しているかた
- (2) 所得上限限度額超過により児童手当・特例給付を受給していないかた

○「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要なかた

(次のすべてに該当するかた)

- (1) 18歳から22歳までの子を養育しているかた
※平成14(2002)年4月2日～平成18(2006)年4月1日生まれのかた
- (2) (1)の子を含めて 3人以上養育しているかた

※大学生年代を児童数のカウントに含めるために提出が必要です。
児童が就職し収入がある場合でも、受給者が生活費の一部を負担していれば対象となります。

○「額改定請求書」の提出が必要なかた

児童手当・特例給付を受給しているかたで、高校生年代について要件児童として登録されていない児童がいるかた

※現在、中学生以下の児童手当・特例給付を受給しているかたのうち、以下の場合は、自動的に増額されますので申請は不要です。

- ・ 高校生年代を養育しているかた
- ・ すでに第3子の加算を受けているかた
- ・ 特例給付（児童一人あたり5,000円）を受給しているかた

(注意) 上記の申請書の提出が必要なかたに該当する場合は申請が必要です。

その他、以下の変更事項があったかたは届け出てください。

- ① 児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（他の市区町村や海外への転出を含む）
- ③ 受給者や配偶者、児童の氏名が変わったとき
- ④ 一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または、児童を養育していた配偶者がなくなったとき
- ⑤ 受給者の加入する年金が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑥ 離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑦ 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

お問い合わせ

川口市役所 子育て支援課 手当係
電話：048(258)1113
受付時間 8:30～17:15(土日祝日除く)